

1 発起人会の活動報告

● 検討内容

2 施行予定区域（発起人会案）

- 施行予定区域の考え方
- 施行予定区域（発起人会案）

3 減歩と換地

- 減歩・換地とは
- 平均減歩率の計算
- 換地を想定した土地利用計画

4 地権者意向調査 （換地・農業）

- 目的
- スケジュール
- 回答方法
- 意向調査に関する相談会

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

● 検討内容

2024年度

設立
3/8 (土)

2025年度

1
4/19 (土)

2
5/17 (土)

3
6/21 (土)

4
7/19 (土)

5
8/23 (土)

1 発起人会の活動報告

①

”尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会”
を設立しました。

■ 会員 27名 (2025.9現在)

役員 9名

代 表：加藤 茂
副 代 表：寺澤 透、草田 克己、岩田 喜和男
委 員：安藤 均、後藤 孝司、中島 隆光、
中島 忠司、藤田 敏和

会員 18名

三 ツ 井：吉田 哲夫、丹羽 昇、土屋 寛、青山 卓司、今井 千代子、
大島 由裕、高桑 智徳、高桑 義雄
重吉本郷：後藤 康俊、佐野 道明、茶原 真紀、茶原 祐二
中島 國恵、中島 俊雄
重吉新田：寺澤 浩、佐野 澤雅
塩 尻：寺澤 利幸、寺澤 理宏



■ アドバイザー（各地域の農事組合長・町会長）：15名
各地域についてお気づきなこと、意見、助言をいただいております。

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●検討内容

2024年度

設立
3/8 (土)

2025年度

1
4/19 (土)

2
5/17 (土)

3
6/21 (土)

4
7/19 (土)

5
8/23 (土)

発起人会では、事業化に向けて以下の内容について活動します。

発起人会の活動内容

- ・土地区画整理組合設立に関する準備、調査及び計画に関すること
⇒施行予定区域（案）の設定、土地利用計画や事業計画の作成 など
- ・地権者に対する事業啓発、意見確認及び諸調整に関すること
⇒地権者意向調査、地権者説明会 など
- ・土地区画整理事業の運営、民間事業者の選定及び立地誘致に関すること
⇒民間事業者との意見交換 など

2025年3月24日

発起人会代表と副代表にて、
市へ土地区画整理組合の設立に
関する援助のお願いを行いました。



尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●検討内容

2024年度

設立
3/8 (土)

2025年度

1
4/19 (土)

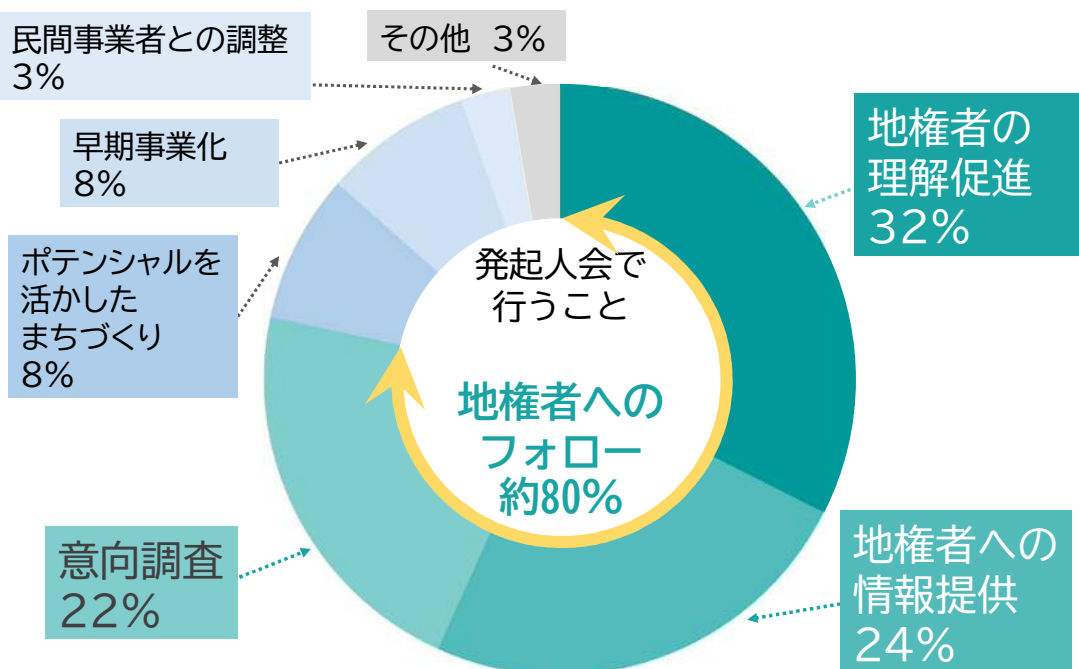
2
5/17 (土)

3
6/21 (土)

4
7/19 (土)

5
8/23 (土)

発起人会で事業化に向けて検討を進めるにあたり、
会員の考え方や想いを確認しました。



尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●検討内容

2024年度

設立
3/8 (土)

2025年度

1
4/19 (土)

2
5/17 (土)

3
6/21 (土)

4
7/19 (土)

5
8/23 (土)

R7/R8の発起人会の活動目標を考えました。

R7 ■土地利用計画（案）をつくります

想定される土地利用（産業系）や道路配置等を表す“土地利用計画（案）”をつくることにより、事業後のイメージを確認することができます。それを基に民間事業者（企業）からは、事業に関する具体的な意見をきくことができるようになります。

R8 ■地権者の90%以上の事業同意を目指します ■民間事業者との連携準備を進めます

土地利用計画（案）を基に地権者の事業に対する同意を確認します。90%以上の高い同意は、地権者の熱意を民間事業者に伝える強い材料となるため、民間事業者は事業化に前向きとなります。また、前向きとなった幾つかの民間事業者から事業化に関する提案を頂くことが期待できるため、地権者の想いに近い民間事業者との連携の検討が行えます。

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●検討内容

2024年度

設立
3/8 (土)

2025年度

1
4/19 (土)

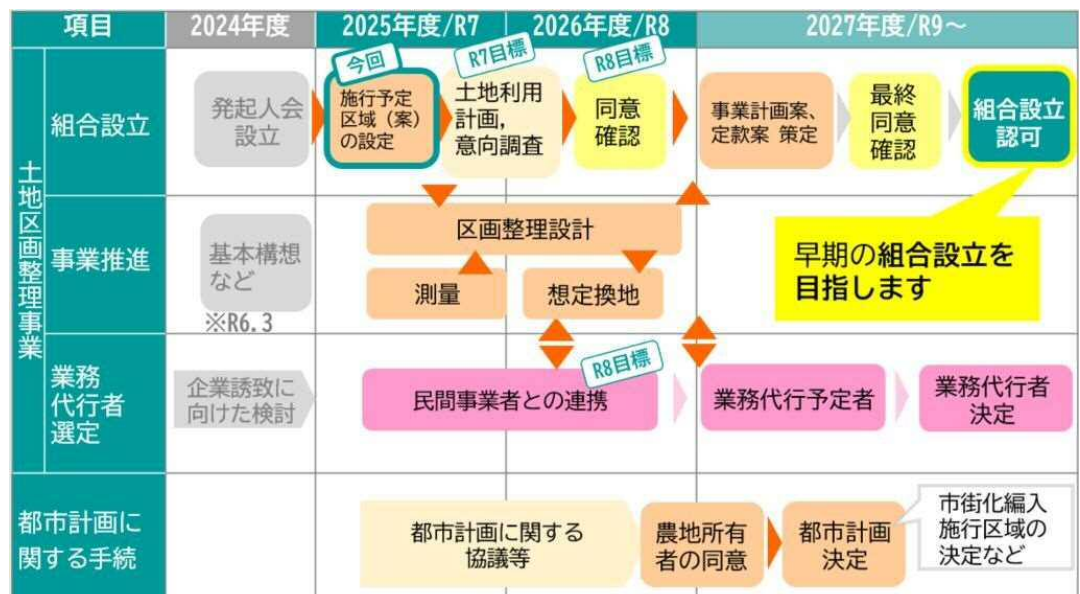
2
5/17 (土)

3
6/21 (土)

4
7/19 (土)

5
8/23 (土)

発起人会の今後のスケジュールを考えました。



尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●検討内容

2024年度

設立
3/8 (土)

2025年度

1
4/19 (土)

2
5/17 (土)

3
6/21 (土)

4
7/19 (土)

5
8/23 (土)

施行予定区域や意向調査に関することを検討しました。

施行予定区域の検討ポイント

- ・都市計画（市街化区域編入）
- ・土地区画整理
- ・事業性

意向調査の検討ポイント

- ・区域内の土地利用実態を把握
- ・将来の土地活用意向の確認
- ・区域外での農業継続希望の確認

土地区画整理事業に関する知識を深めながら
様々な検討をしました。

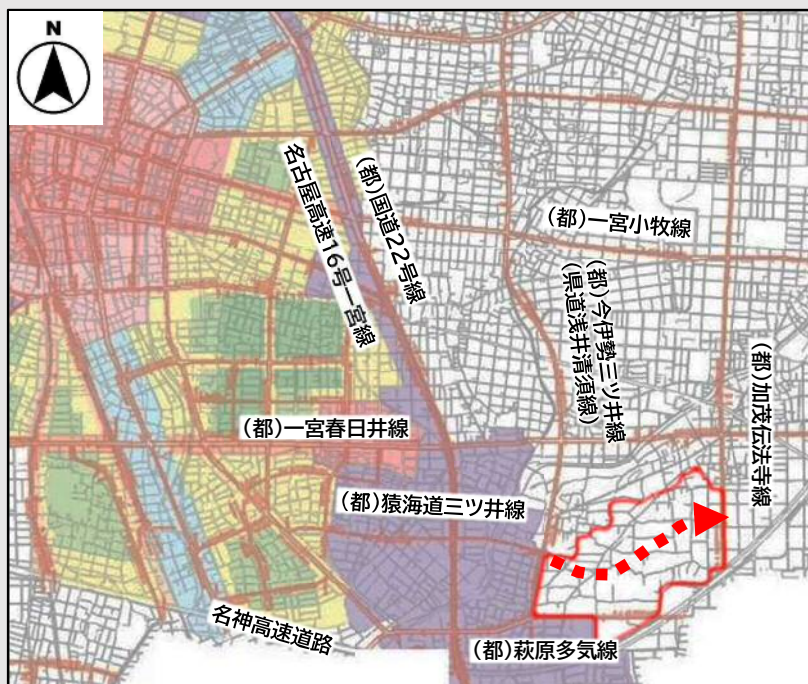


尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●施行予定区域の考え方

■区域設定のポイント

都市計画（市街化区域編入等）の観点



ポイント

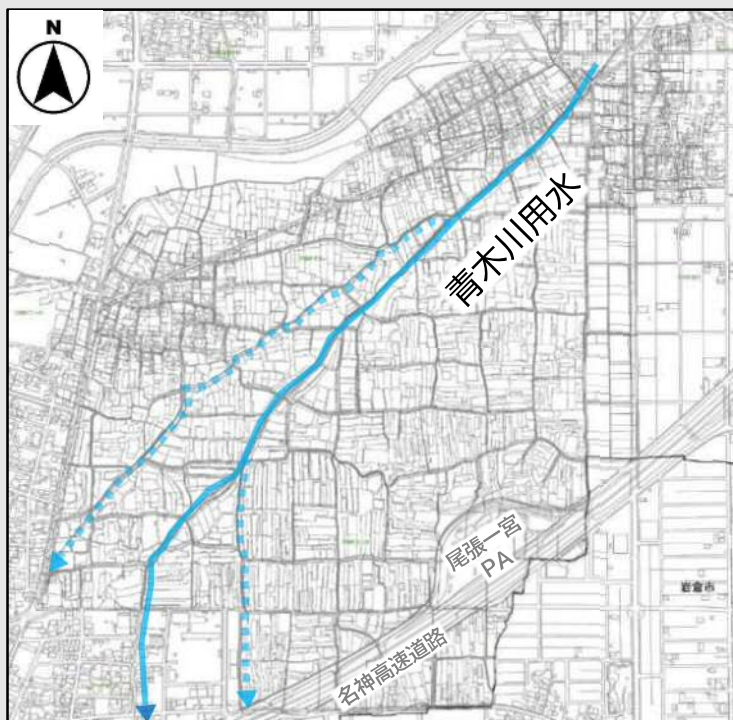
- ・計画的で一体的な市街地形成のため既に市街化区域である三ツ井地区とつなげる
- ・東西方向に都市計画道路を配置（（都）猿海道三ツ井線の延伸）

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●施行予定区域の考え方

■区域設定のポイント

土地区画整理事業の観点（地形・地物・字界）



尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

ポイント

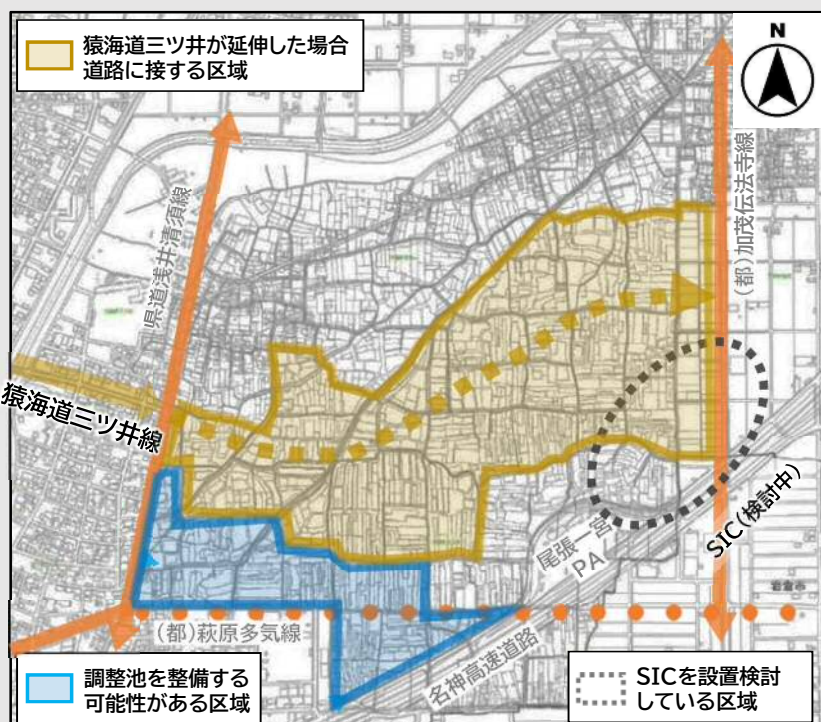
- ・区域内の現況地形地物として青木川用水路が存在する
- ・その他、用排水路や狭隘道路、畦道等が存在する
- ・約40以上の小字界が存在する



●施行予定区域の考え方

■区域設定のポイント

事業成立の観点



尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

ポイント

- ・地区内を通る幹線道路（猿海道三ツ井線の延伸）に接する区域は民間事業者による土地利用が見込める
- ・浸水対策として調整池の整備が必須
- ・スマートICの事業化を検討中
- ・施行区域は最大で75ha

●施行予定区域の考え方

■まとめ

土地区画整理



道路、水路、字界等の
明確な境界

都市計画



一体的な市街化区域形成
都市計画道路の整備
等

事業成立



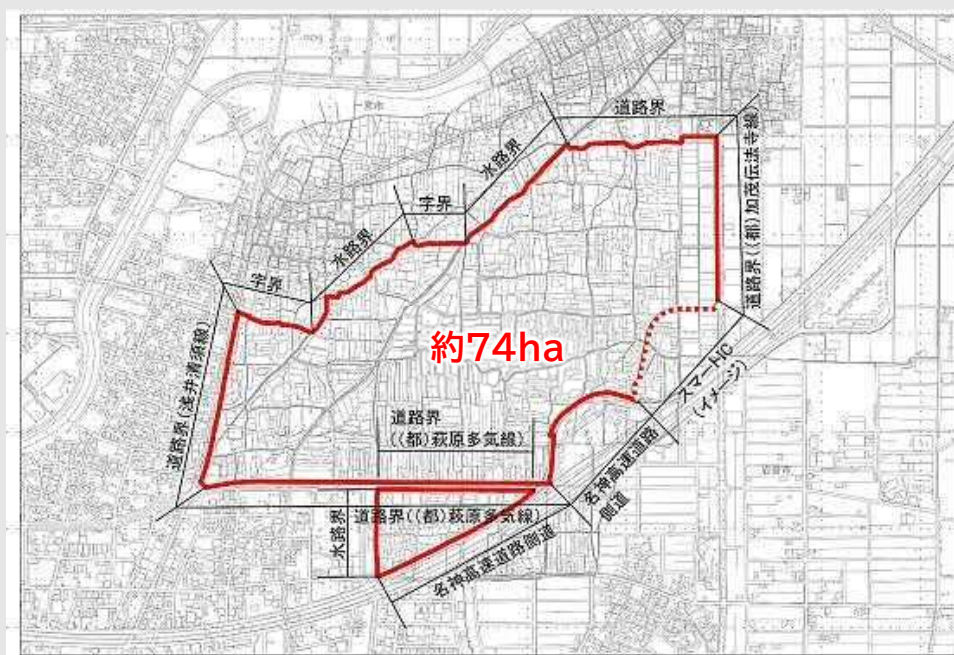
調整池の配置
幹線道路の接続
区域の大きさ 等

事業の実現性の高さ + まちづくり効果の高さ + みんなが理解できる考え方

施行予定区域（発起人会案）を考えました

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●施行予定区域（発起人会案）



※スマートICの事業区域は決まっておりません

実際に事業を行う区域は、
今後の各種調査やスマートICの事業状況により
変更する場合があります

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●施行予定区域（発起人会案）



※スマートICの事業区域は決まっておりません

実際に事業を行う区域は、
今後の各種調査やスマートICの事業状況により
変更する場合があります

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●減歩・換地とは

今後、検討していくこと

げんぶ

減歩

と

かんち

換地

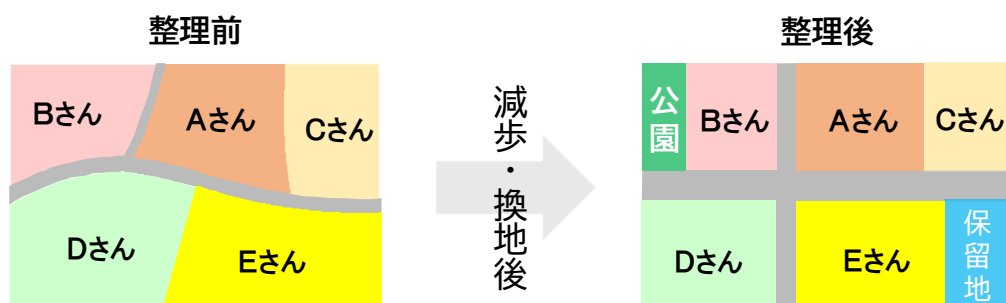
利用増進の**歩**合に応じ
て土地を**減**じる仕組み

整備前の土地を整備後
の街区の形に合わせて
再配置
(土地を置き**換**える)

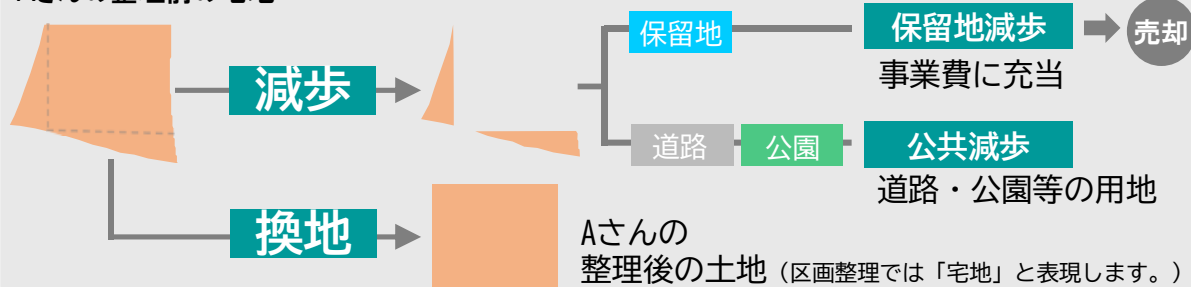
●減歩・換地とは

減歩により、公平に公共施設用地や保留地などの必要な土地を創出

換地により、公共施設の整備＋利用価値が上がった土地を使いやすく再配置



Aさんの整理前の宅地



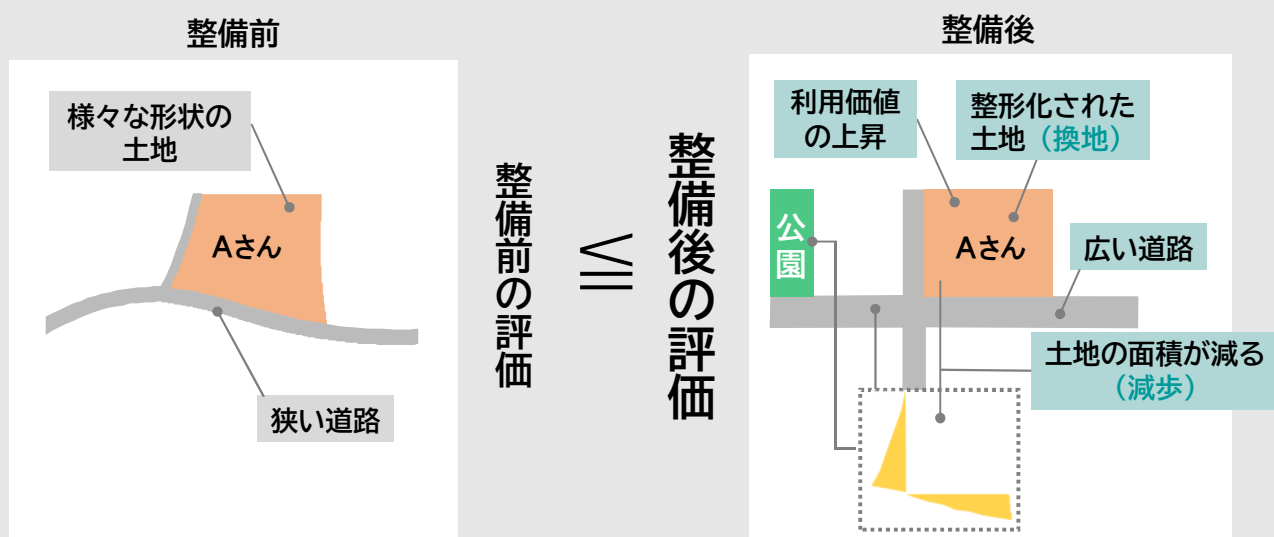
尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●減歩・換地とは

■土地の利用価値（評価）

整備後は**減歩**により土地面積は減りますが、広い道路がつくられるなど公共施設が充実します。

また、**換地**により、土地（宅地）形状が整形化されることなどにより土地の利用価値が上がります。

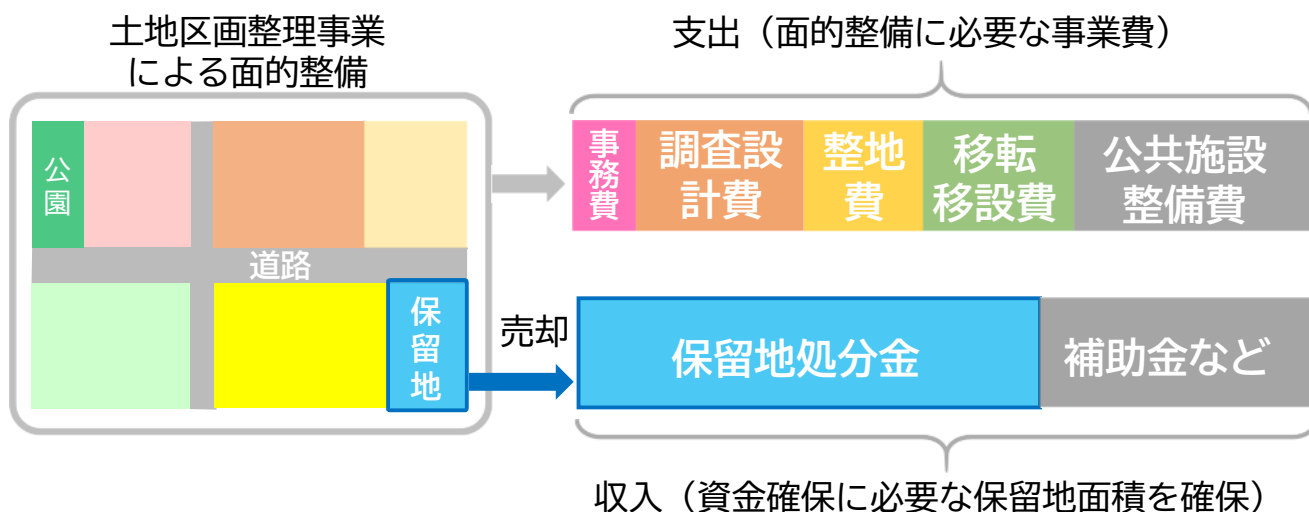


整備後の土地評価は ” 整理前と同等以上 ” となります。

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●平均減歩率の計算

■事業の収支



事業収支が合う保留地処分金が必要

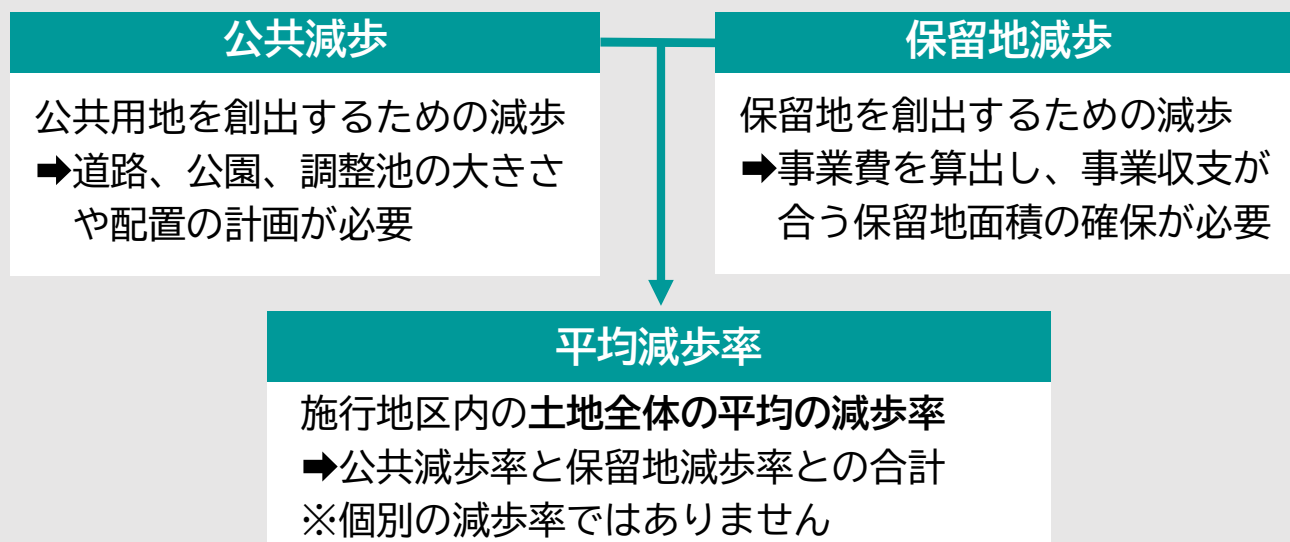
➡ 保留地処分（土地の売却）

保留地処分金に見合う保留地面積を確保

➡ 地区の平均減歩率が決定

●平均減歩率の計算

■公共減歩と保留地減歩

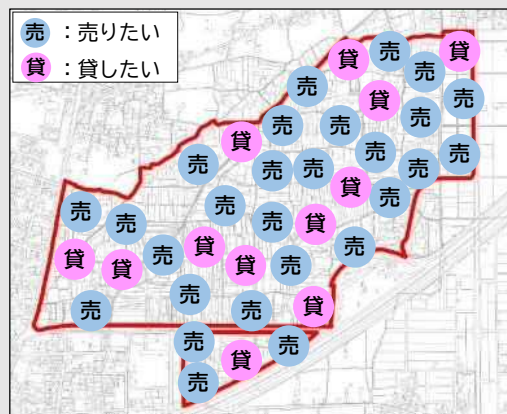


平均減歩率を出すためには…

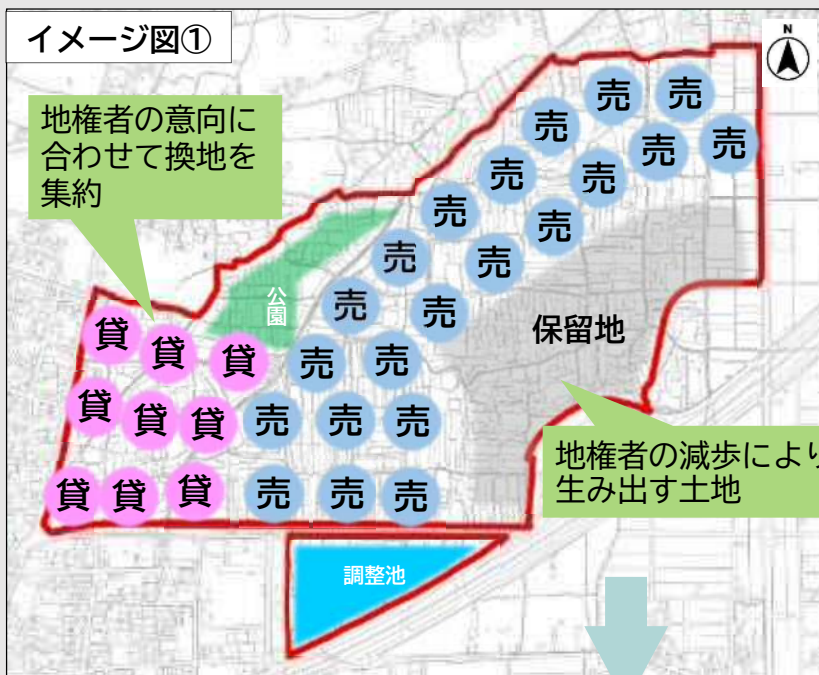
本地区では、地権者の「売り・貸し」意向を考慮した上で民間事業者の意向にあうような大きな用地と道路の配置を計画する土地利用計画を作成し、平均減歩率の算出を行います。

●換地を想定した土地利用計画

■地権者と民間事業者の意向のマッチング



地権者意向調査



多くの地権者のみなさまからのご意向を確認できると
ご意向にあわせた換地を想定した土地利用計画を作成することができます

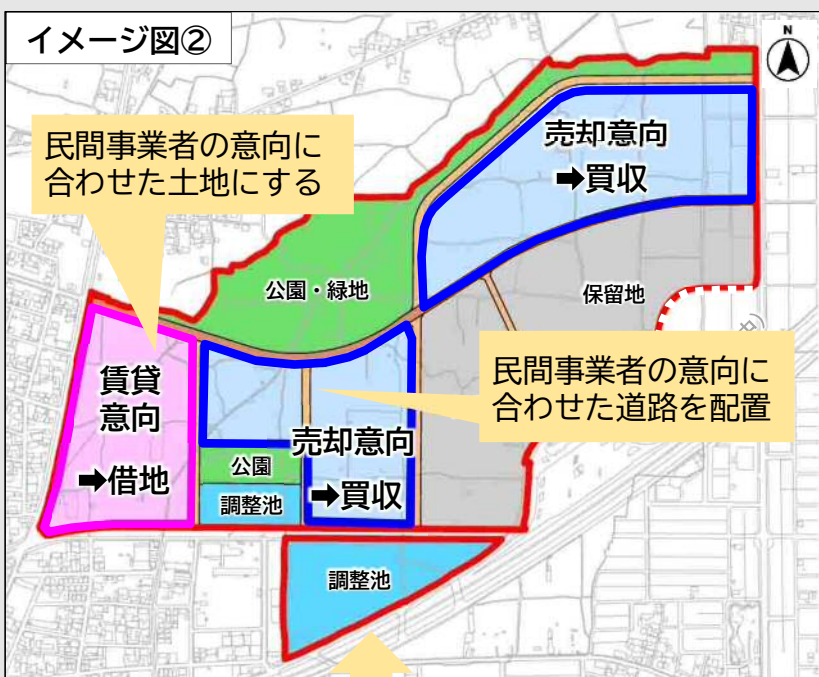
尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●換地を想定した土地利用計画

■地権者と民間事業者の意向のマッチング)



民間事業者意向調査

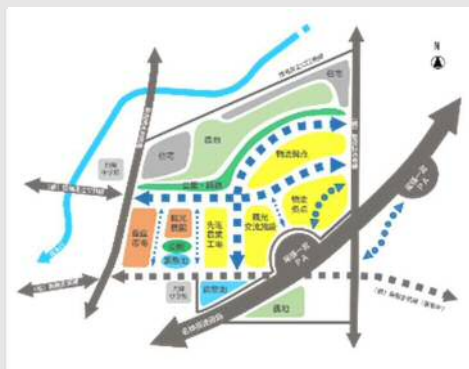


【注意事項】 本地区は産業拠点の形成を目的とした区画整理を目指しています
そのため、今回の土地区画整理事業の区域内では
原則として、農業の継続及び住宅やアパート等の居住用施設の整備はできません

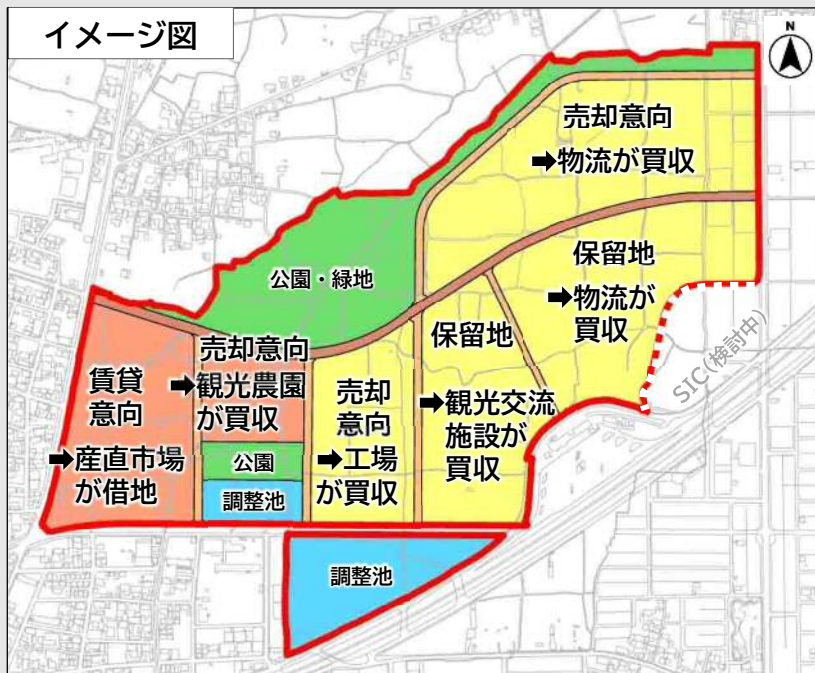
尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●換地を想定した土地利用計画

■地権者と民間事業者の意向のマッチング



地権者意向調査
民間事業者意向調査



まちづくり基本構想（案）を基にした土地利用計画図のイメージ

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●目的

■過年度調査の概要

R4 意向調査

R4年7月1日～31日

現況把握および
まちづくり意向等の確認

自分の土地を売る・貸すなど
農業以外の土地活用を希望する
多くのご意見を確認

R6 意向調査

R6年9月末～10月末

発起人会設立に向けた
賛同状況の確認

土地区画整理事業の検討に
関する賛同 約91%

今回の意向調査 R7年9月～10月末



尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●目的

■調査目的と設問

調査目的

①区域内の土地利用実態を把握

土地評価や補償内容の検討、
換地設計の事前準備

②将来の土地活用意向の確認

意向規模を踏まえた計画図の検討、
民間事業者との調整

③区域外での農業継続希望の確認

愛知県や国との農地に関する協議時の
基礎情報の収集

設問

①換地に関すること

土地ごとの現況や利用形態、活用意向など

②まちづくりに関すること

将来のまちづくり、発起人会への要望

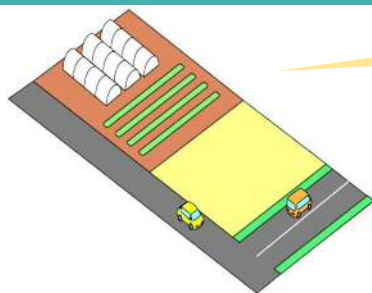
③農業に関すること

区域外での農業継続確認など

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●目的

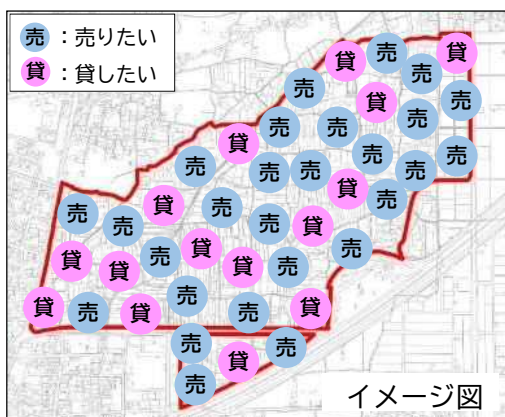
①区域内の土地利用実態を把握



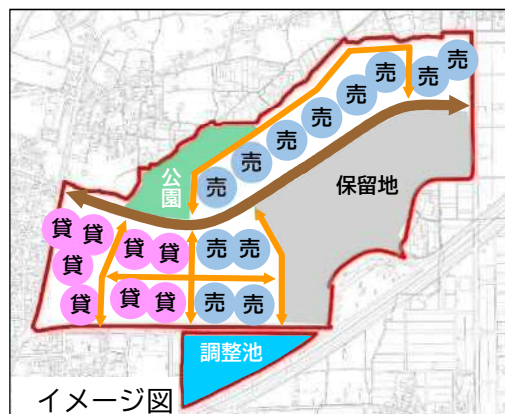
どんな使い方？ どのような土地？

現況利用状況を確認することで、今後の土地評価
の算定や補償内容の検討に活用します。
例）登記簿の地目と実態との違いを確認
補償対象を把握

②将来の土地活用意向の確認



企業が進出しやすいよう
意向を集約した用地をつくる



尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

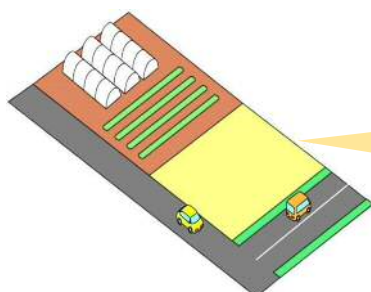
●目的

③区域外での農業継続の確認

本事業を行うには市街化区域編入が必要です。

市街化区域に編入するため愛知県や国と協議を行います。協議内容には農家の営農希望（区域外での営農可能性など）を確認しなければなりません。

また、協議時に区域内の今後の農業について規制が想定されます。



事業に伴い、原則、区域内では農業をできなくなるについて、どうお考えですか？

【注意事項】

農業継続確認は 区域外での農業継続をあっせんするものではありません。

また、農業に関する調査は、農地を所有している方および農業従事者の方（借主等）を対象に別途調査をさせていただく場合があります。

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

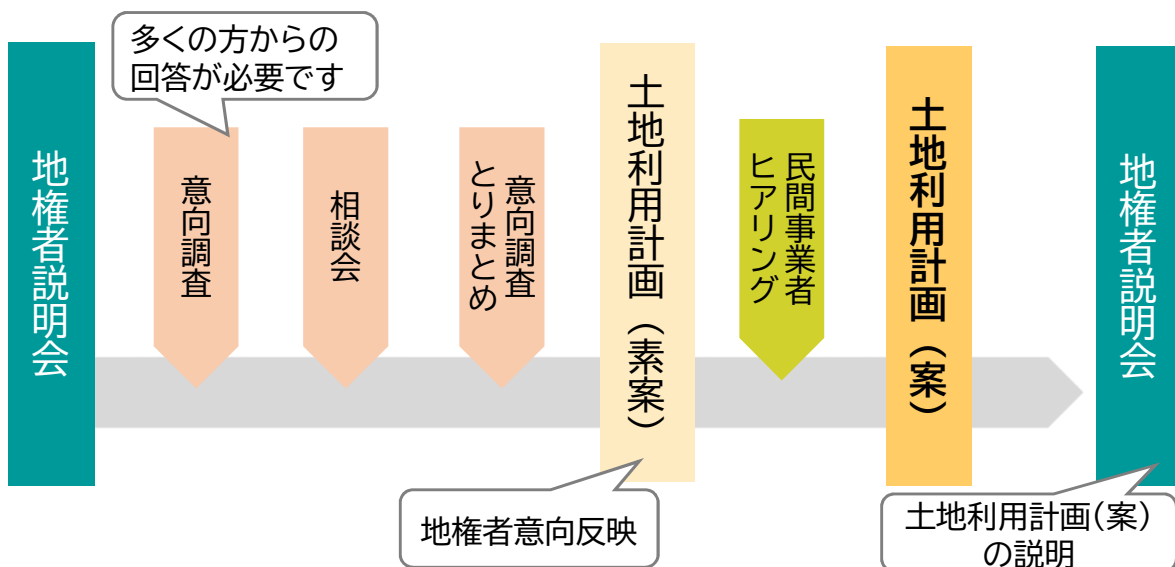
●スケジュール

■R7

意向調査結果を踏まえ、民間事業者へのヒアリングを行い、土地利用計画（案）を作成します。土地利用計画（案）は、地権者説明会にて説明します。

R7.9月

R8.3月頃

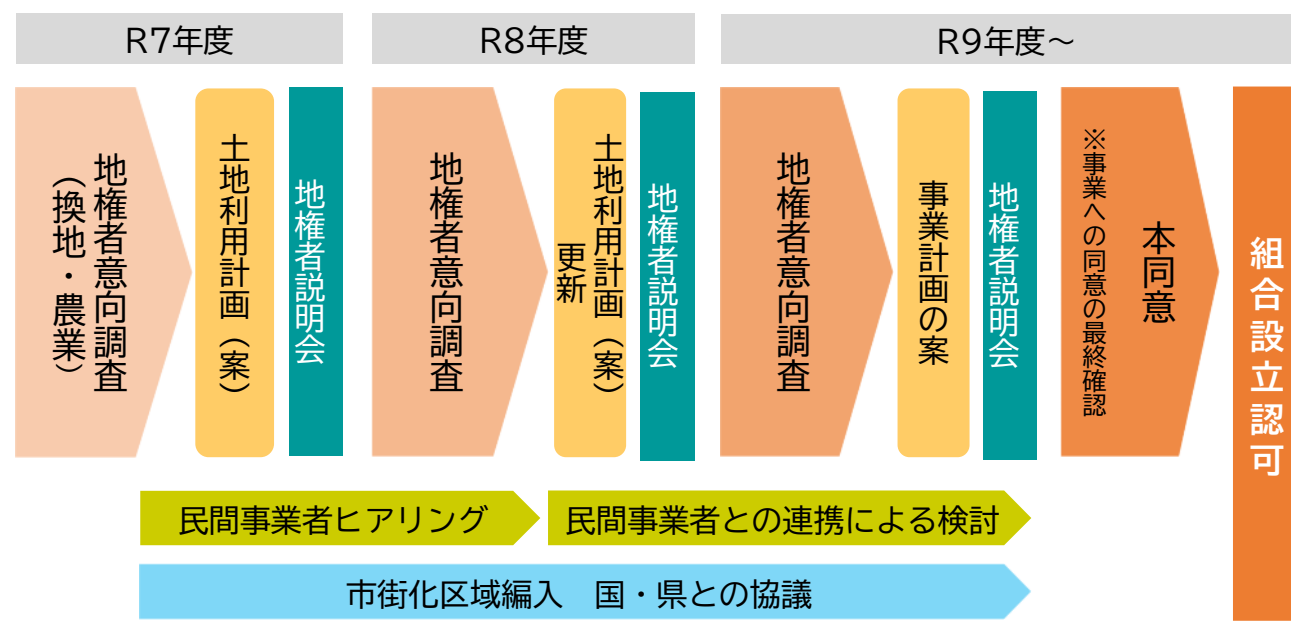


尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●スケジュール

■R8以降

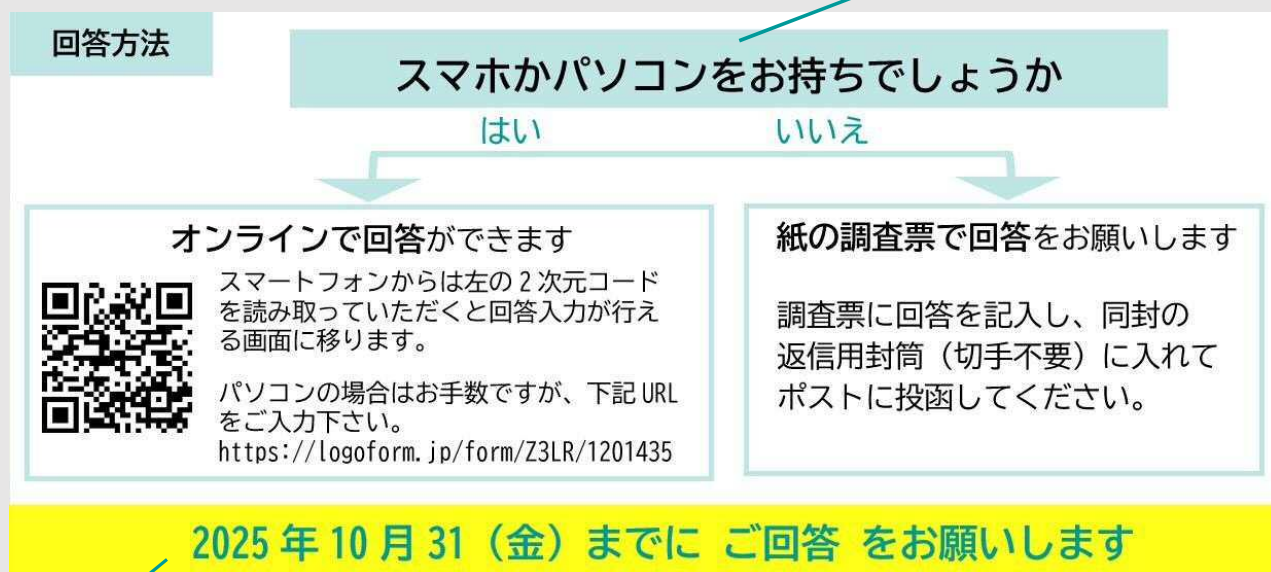
検討の進み具合にあわせて、最新の地権者意向の最新情報を確認するため、複数回にわたり様々な調査を行います。ご理解とご協力をお願いいたします。



尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●回答方法

オンラインか紙のいずれかで回答をお願いします。



期限までに回答を頂けない場合や回答について確認したいことがある場合は直接ご連絡させて頂く場合がありますので、予めご了承ください。

個人情報の取り扱いについて、本調査で得られた情報は本地区のまちづくりに関する検討以外には利用いたしません

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●回答方法

■パソコンからの回答

- ・一宮市公式WEB トップページの
<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>
 ページID検索に「1067883」を入力



回答方法

- ・オンラインか紙（郵送）のいずれか
- ※オンラインと紙の両方で回答された場合は、オンラインの回答を優先します
- ・オンラインの場合は下記外部リンクから回答できます
- [回答URL\(外部リンク\)](#) □

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●回答方法

■ P.1

お手元の回答用紙と同時にご参照ください。

①意向調査を回答した日付 をご記入ください。

ID	ふりがな	ふりがな	回答者	本人・配偶者・兄弟姉妹・子 ・孫・親戚・その他（ ）	記入日： 年 月 日
地権者名	回答者名	回答者続柄	連絡先	電話番号： ※ご連絡のつきやすい電話番号 （携帯・ご自宅）を記入して下さい	

②登記簿上の名前を記載
しています。
登記に変動や誤りがある
場合は、訂正をお願いし
ます。

③回答者の方のお名前
をご記入ください。

④地権者（登記簿名義）と回答者の
関係性を教えてください。

⑤連絡のつきやすい連絡先
をご記入ください。
※回答に不明点等がある場
合、ご連絡させていただ
く場合があります。

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

● 回答方法

■ P.3～4 ①換地に関すること

Q1

所有地（土地登記）ごとの現在の状況（利用状況・利用形態）や借主情報、現時点の事業化後の土地活用意向 について教えてください。

No.	登記情報（令和7年5月時点） 各土地に対して必ず“ご確認”ください。				現在の状況 各土地に対して必ず“ご記載”ください。			現時点の事業化後の土地活用意向 ※複数回答可 各土地に対して必ず“ご記載”ください。				
	大字名・字名	地番	地目	地積(m ²)	利用状況	管理/利用形態	借主（耕作者等） 氏名/連絡先	売る ※予定あり	売る ※予定なし	貸す	その他	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1	丹陽町三ツ井 字伝法寺用水	甲 9999 番 1	田	9,999	田・畑・休耕 その他()	自分で管理/利用 ・貸している ・その他()	氏 名: ●● ▲▲ 連絡先: 0000-00-0000	(A) (%)	B (%)	C (%)	D (%)	
2	丹陽町重吉 字東松野	イ 9999 番 1-1	畑	999	田・畑・休耕 その他()	自分で管理/利用 ・貸している ・その他()	氏 名: 同上 連絡先: 同上	(A) (50 %)	B (%)	(C) (50 %)	D (%)	
3	千秋町塩尻 字小柳	8888 番 2 9999 番 1	雑種 地	9,999	田・畑・休耕 その他(駐車場)	自分で管理/利用 ・貸している ・その他()	氏 名: 同上 連絡先: 同上	A (%)	B (%)	C (%)	(D) (%)	駐車場

⑥(①～④)

令和7年5月時点の登記情報を記載しています。

誤りがある場合は、記載例(赤字)のように棒線で消して正しいものをご記入ください。

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

● 回答方法

■ P.3～4 ①換地に関すること

Q1

所有地（土地登記）ごとの現在の状況（利用状況・利用形態）や借主情報、現時点の事業化後の土地活用意向 について教えてください。

⑧(⑥)

自身で田畑を行うなど、土地を自分で管理・利用している場合は「自分で管理/利用」
誰かに貸していたり、管理をお願いしている場合は「貸している」に○をつけてください。

No.	登記情報（令和7年5月時点） 各土地に対して必ず“ご確認”ください。				現在の状況 各土地に対して必ず“ご記載”ください。			現時点の事業化後の土地活用意向 ※複数回答可 各土地に対して必ず“ご記載”ください。				
	大字名・字名	地番	地目	地積(m ²)	利用状況	管理/利用形態	借主（耕作者等） 氏名/連絡先	売る ※予定あり	売る ※予定なし	貸す	その他	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1	丹陽町三ツ井 字伝法寺用水	甲 9999 番 1	田	9,999	田・畑・休耕 その他()	自分で管理/利用 ・貸している ・その他()	氏 名: ●● ▲▲ 連絡先: 0000-00-0000	(A) (%)	B (%)	C (%)	D (%)	
2	丹陽町重吉 字東松野	イ 9999 番 1-1	畑	999	田・畑・休耕 その他()	自分で管理/利用 ・貸している ・その他()	氏 名: 同上 連絡先: 同上	(A) (50 %)	B (%)	(C) (50 %)	D (%)	
3	千秋町塩尻 字小柳	8888 番 2 9999 番 1	雑種 地	9,999	田・畑・休耕 その他(駐車場)	自分で管理/利用 ・貸している ・その他()	氏 名: 同上 連絡先: 同上	A (%)	B (%)	C (%)	(D) (%)	駐車場

⑦(⑤)

現況の土地において田・畑・休耕に○をつけてください（登記地目と異なっても構いません）。また、田畑が混在する場合は両方に○をつけてください。

⑨(⑦)

借主情報は、正式な契約がない場合（口約束等）や無償・有償に関わらず、⑥で「貸している」を選択した場合には、記入してください。

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

● 回答方法

■ P.3～4 ①換地に関すること

Q1

所有地（土地登記）ごとの現在の状況（利用状況・利用形態）や借主情報、現時点の事業化後の土地活用意向 について教えてください。

No.	登記情報（令和7年5月時点） 各土地に対して必ず“ご確認”ください。				現在の状況 各土地に対して必ず“ご記載”ください。			現時点の事業化後の土地活用意向 ※複数回答可 各土地に対して必ず“ご記載”ください。				
	大字名・字名	地番	地目	地積(m ²)	利用状況	管理/利用形態	借主（耕作者等） 氏名/連絡先	売る ※予定あり ⑧	売る ※予定なし ⑨	貸す ⑩	その他 ⑪ ⑫	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1	丹陽町三ツ井 字伝法寺用水	甲 9999 番 1	田	9,999	田・畑・休耕 その他()	自分で管理/利用 ・貸している ・その他()	氏 名: ●● ▲▲ 連絡先: 0000-00-0000	(A) (%)	(B) (%)	(C) (%)	(D) (%)	
2	丹陽町重吉 字東松野	イ 9999 番 1-1	畑	999	田・畑・休耕 その他()	自分で管理/利用 ・貸している ・その他()	氏 名: 同上 連絡先:	(A) (50 %)	(B) (%)	(C) (50 %)	(D) (%)	
3	千秋町塩尻 字小柳	8888 番 2 9999 番 1	雑種 地	9,999	田・畑・休耕 その他(駐車場)	自分で管理/利用 ・貸している ・その他()	氏 名: 連絡先:	(A) (%)	(B) (%)	(C) (%)	(D) (%)	駐車場

- ⑩ ⑧現時点で既に売却先が決まっている、または売却のお約束がある場合
⇒「売る ※予定あり **A**」に○をつけてください。
- ⑨土地区画整理事業に合わせて企業に土地を売却したい場合
⇒「売る ※予定なし **B**」に○をつけてください。
- ⑩土地区画整理事業に合わせて企業に土地を賃貸したい場合
⇒「貸す **C**」に○をつけてください。
- ⑪・⑫売りたい、貸したい、売却予定あり以外の意向の場合
⇒「その他 **D**」に○をつけてください。また、⑫に利用内容を記載してください。

【注意事項】

住宅やアパート等の居住用
施設の整備はできません。

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

● 回答方法

■ P.3～4 ①換地に関すること（オンラインによる回答方法）

Q1

所有地（土地登記）ごとの現在の状況（利用状況・利用形態）や借主情報、現時点の事業化後の土地活用意向 について教えてください。

換地意向調査（地番ごとの調査）について、提出方法を選択してください。 **必須**

- ☐ 1 回答用紙（3ページから4ページ）をスキャン又は写真を撮って、提出する
- ☐ 2 直接入力して回答する

写真を撮って提出する場合はこちらを選択

換地意向調査（紙の回答用紙の3ページ）をjpg又はpdfでご提出ください。



回答用紙に記載の上、写真を撮ってアップロードしてください

【注意事項】

- ・拡張子はjpg又はpdfでご提出ください。
- ・紙媒体をスキャン又は写真を撮影したものを提出する場合、文字が読み取れる解像度で全体が写るようにご提出ください。
- ・添付ファイル1つにつき10MBまで送信可能です。
(フォーム全体の送信容量は100MBまで)
- ・市で受信する際に無害化処理されるため、編集ロックなどを行うと届かない場合があります。

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●回答方法

■ P.5 ②まちづくりに関すること

Q2

地域住民が望む豊かな生活に向けて このまちづくり（土地区画整理事業）に希望・期待すること について当てはまる全てに「○」をつけてください。

- 1 事業区域外で渋滞しないよう、また事業区域内を通り抜けられる道路が欲しい
- 2 安全で歩きやすく、休憩もできるような歩行空間が欲しい
- 3 多世代の人々が集い、楽しめ、また有事の際にも活用できるような大きくまとまった空間が欲しい
- 4 地域の人々が憩い、安らげるような空間が小さくても欲しい
- 5 緑が豊かで自然に触れあえる空間が欲しい
- 6 地域住民と企業が有事の際や地域イベントなどで連携していくまちにしたい
- 7 地域住民が主役となり地域イベントなどの活動ができる活気あるまちにしたい
- 8 誰もが公共交通でアクセスできるような利便性の高いまちにしたい
- 9 新たな交通モビリティや自動運転技術を使えるような新たな取り組みを積極的に取り入れられるまちにしたい
- 10 特にない
- 11 その他

⑪ 土地利用計画（案）の作成の参考にさせていただきます。

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●回答方法

■ P.5 ②まちづくりに関すること

Q3

区画整理の事業化を検討する 発起人会に対応してもらいたいこと について、当てはまる全てに「○」をつけてください。

- 1 正確な情報を知りたいため、発起人会で検討している情報を地権者にこまめに伝えて欲しい
- 2 地権者の意見を吸い上げられるよう、意見を伝えられる環境をつくって欲しい
- 3 企業立地や事業参入に関する考え方を知りたいため、企業の話を知りたい・聞きたい
- 4 具体的なイメージを持ちたいため、まちづくりの事例を教えて欲しい
- 5 事業化を進めて欲しいため、まちづくりの機運を高めてもらいたい、他の地権者の意見を聞きたい
- 6 特にない
- 7 その他

⑫ 発起人会の活動の参考にさせていただきます。

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●回答方法

■ P.6 ③農業に関すること

【注意事項】

工事着手前までは農地のままとなりますが、施行予定区域内では、**原則として農業の継続はできません。**
あらかじめご了承ください。

Q4

今回の土地区画整理事業の施行予定区域内に農地を所有している方や貸している方にお聞きします。

本事業により、原則 “施行予定区域内で農業を続けられないこと” について、当てはまること1つに「○」をつけてください。

- 1 施行予定区域内での農業はこの機会にやめたいと考えているので問題ない
- 2 施行予定区域内で続けられない農業を施行予定区域外で継続したい
- 3 その他

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●回答方法

■ P.6 ③農業に関すること

Q5

Q4で【1】を選択した方にお聞きします。
農業をやめたい理由 について、当てはまる全てに「○」をつけてください。

- 1 後継者がいないため
- 2 現在の農業の規模を継続していくことが難しいため
- 3 本事業をきっかけに農業自体をやめたい
- 4 その他

Q6

Q4で【2】を選択した方にお聞きします。
農業の継続 について、当てはまることに「○」をつけてください。

- 1 施行予定区域外で既に所有している農地で農業をする
- 2 施行予定区域外の所有地だけでは面積が不足するため、別に農地を確保して農業をしたい
- 3 施行予定区域外に農地を所有していないため、別に農地を確保して農業をしたい
- 4 その他

⑭ ※Q4で「1」と回答した方のみ

⑭ ※Q4で「2」と回答した方のみ
市や本発起人会では、別に農地をあっせんすることはできません。
あらかじめご了承ください。

農業に関する調査については…

農地を所有している方および農業従事者の方（借主等）を対象に別途調査を今後させていただく場合があります。

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

● 回答方法

■ P.6 その他

Q7

本事業に関する不安・質問・要望や現在困っていることなど 発起人会に伝えたいことがあればご自由に記入してください。

⑮ 今後の発起人会の活動や事業化検討の参考にさせていただきます。

事業化検討の進み具合にあわせて

今後もみなさまのご意向を確認させていただきます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

● 意向調査に関する相談会

■ 予約残り枠数 （9/20現在）

○：空きあり
△：残りわずか
×：空きなし

場所：丹陽公民館 1 階 中会議室、ただし10/4（土）はアイプラザ

日 時		10/1 水	10/3 金	10/4 土	10/5 日	10/6 月	10/7 火	10/8 水
午前	10:00～10:30			×	△残2			
	10:40～11:10			○	○			
	11:20～11:50			○	○			
午後	13:00～13:30			○	○			
	13:40～14:10			○	○			
	14:20～14:50			○	○			
午後	15:30～16:00			○	○			
	16:10～16:40			○	○			
	16:50～17:20			○	○			
夜間	18:00～18:30	△残2	○	○	○	○	○	○
	18:40～19:10	○	○	○	○	○	○	○
	19:20～19:50	△残2	○	△残2	○	○	○	○

予約枠に空きがあれば相談は可能ですので前日までにお申し込みください

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●意向調査に関する相談会

予約方法

- ①電 話：052-262-3571 070-7466-2413 昭和㈱連絡先
- ②予約フォーム：<https://logoform.jp/form/Z3LR/1203411>
- ③メー ル：ichinomiya_showa@sho-wa.co.jp
- ④そ の 他：052-262-3574 昭和㈱FAX

先着順となりますので、お早めにお申し込みください

相談会について

- ・当日は、発起人会、市、昭和（株）（委託業者）が対応します。
- ・地権者以外の親族が相談に同席していただくことも可能です。
- ・日時は、発起人会ウェブページで日程について公表させていただきます。

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●意向調査に関する相談会

■ 発起人会ウェブページ

発起人会員及び発起人会員以外の地権者や周辺住民、企業への情報共有を行います。



URLまたは二次元コードによりWEBを確認できます。
URL：<http://owariichinomiya-pa-shuuhen.com/>



尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

●意向調査に関する相談会

■ 発起人会ウェブページ

土地区画整理事業の事業化に向けた意向調査（換地・農業）に関する相談会 【予約結果】							
令和7年9月17日時点							
日 時	10/1 (水)	10/3 (木)	10/4 (土)	10/5 (日)	10/6 (月)	10/7 (火)	10/8 (水)
場 所	丹陽公民館 1階 中会議室		アイブナード 第3会議室	丹陽公民館	1階 中会議室		
午前	10:00~10:30		20000 25600 43700	15800			
	10:40~11:10						
	11:20~11:50						
午後①	13:00~13:30						
	13:40~14:10						
	14:20~14:50						
	15:30~16:00						
午後②	16:10~16:40						
	16:50~17:20						
	18:00~18:30						
夜間	18:40~19:10						
	19:20~19:50		26201				

URLまたは二次元コードによりWEBを確認できます。
URL：<http://owariichinomiya-pa-shuuhen.com/>



尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

■ 発起人会からのお願い

みなさんが知りたい情報（進出企業、減歩率など）は、土地利用計画を作成するなど様々な検討を進めないと具体的にわかりません。

みなさんの意向を多く集めることで、より具体的な情報を基に様々なことが行えるため、我々地権者にとって得策であると考えています。

国により「スマートインターチェンジの準備段階調査箇所」に選定されたこと、市の「スマートインターチェンジを活かした産業拠点への立地誘導を目指していること」は、本地区にとって今までにない大きな後押しです。

これらの動きは
本地区の土地活用が行える”ビッグチャンス”

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会

ご記入いただく時間を設けます

ご記入に際し、分からない事や疑問がありましたら、市職員、コンサルタントが周りにいますので、お気軽にお尋ねください。

紙によるご回答の場合は、回収ボックスの前で記載内容を簡単に確認させていただきます。

●換地を想定した土地利用計画

■土地売却までの一般的な流れ

目安価格のヒアリング

進出意向を持つ民間事業者にヒアリングして様々な条件を確認します。

売却価格決定

土地の売却等に関する契約を締結します。

Step 1



土地利用計画（案）を基に、民間事業者の進出意思を確認します。

現在検討中

Step 2



Step 3



民間事業者と事業への協力体制を構築します。

組合
設立

Step 4

